

# ○福岡市立東市民センター運営審議会傍聴要領

## （傍聴の手続）

第1条 運営審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催の15分前までに整理番号票（別紙様式）の交付受け、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

## （定員）

第2条 傍聴を希望する者が定員（10名）を超える場合には、抽選により決定する。

## （入場の制限）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- （3）前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

## （傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （2）私語、談話、拍手等をしないこと。
- （3）議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- （4）携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

## （撮影等の禁止）

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

## （退場）

第6条 傍聴人は、公開できない議事の場合、又は議長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

## （その他の指示）

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は議長の指示に従わなければならない。